

# BPプロジェクトの取組

BPプロジェクトでは、それぞれの大学の研究を生かしつつ、事業を行っています。



## 福岡教育大学いじめ防止研修会

平成28年2月28日(日)に、福岡教育大学において「平成27年度福岡教育大学いじめ防止研修会」を開催しました。

本研修会では、大坪靖直副学長から、「いじめ根絶をめざすアクションプログラム」における取組状況について、附属福岡小学校の平井源樹教諭から、現行の教科で扱ういじめ予防に資する一連の授業案(いじめ防止につながる授業づくり)について報告がありました。



橋崎理事・副学長 大坪副学長(左)



## 鳴門教育大学徳島大会

平成28年8月20日(日)に、徳島市のザ・グランドパレス徳島にて、鳴門生徒指導学会との共催でBP(いじめ防止支援)プロジェクト平成28年度第1回徳島大会を開催しました。鳴門生徒指導学会会長でもある鳴門教育大学山下一夫学長の開会挨拶・趣旨説明の後、「いじめ研究の最先端～ピーター・K・スミス『学校におけるいじめ』(学事出版)を読んで」と題したシンポジウムがあり、葛西真記子鳴門教育大学教授・生徒指導支援センター所長、池田誠喜鳴門教育大学講師、金網知征甲子園大学准教授の順に意見発表が行われました。

また、平成28年11月19日(土)には、徳島県立総合教育センターで、平成28年度の第2回目となる研修会を開催し、阿形恒秀いじめ防止支援機構長が「BP(いじめ防止支援)プロジェクトの1年半の歩みと今後の方向性～構成4大学の特色ある取組の成果を踏まえて～」と題し、BPプロジェクトの1年半のあゆみと、各大学の取組やそれぞれの研修会の成果についての報告がありました。



山下学長 阿形教授



## 宮城教育大学いじめ防止研修会

平成28年12月2日(金)に、東北地区の教員養成を担う国立大学の連携組織「東北教職高度化プラットフォーム」の事業の一つとして、岩手大学との共催で「いじめ防止研修会」を岩手県盛岡市のアイーナにおいて開催しました。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課坪田知広課長による基調講演「いじめの問題に関する取組と現状」、上越教育大学高橋知己准教授による講演「事例に基づくいじめの形態と学校対応の分析」の後、岩手県内小中学校の教員によるいじめ防止に向けた実践事例報告が行われました。



見上学長 坪田課長



## 上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム

平成28年10月2日(日)に、上越教育大学においていじめ問題への関心の喚起、啓発を目的として、「いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム2016『いじめ予防への挑戦—実践交流の拡大をめざして—』」を開催しました。

「いじめの問題からみた子ども論」と題した同大大学院早川裕隆教授による基調講演の後、3つの分科会に分かれ、「ネットいじめへの対応」・「特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際」・「差別心に立ち向かう人権教育、同和教育」をテーマに小学校教員等が学校での実践を発表し、参加者も交えて活発な討議が行われました。



佐藤学長 早川教授



日本生徒指導学会会長 森田洋司鳴門教育大学特任教授が、鳴門教育大学いじめ防止支援機構顧問に就任しました。

# BPリーフレット

Bullying Prevention project leaflet

## BP(いじめ防止支援)プロジェクト

No.2

2016

『いじめに悲しむ人々を何とかしたい』を出発点に、平成27年度に4教育大学(宮城、上越、鳴門、福岡)の協働参加でスタートした「BPプロジェクト」は、各機関や地域の教育委員会の協力を得て、いじめ防止に向けた地域に根ざした教員養成・研修の充実と支援の全国への拡大を目指しています。

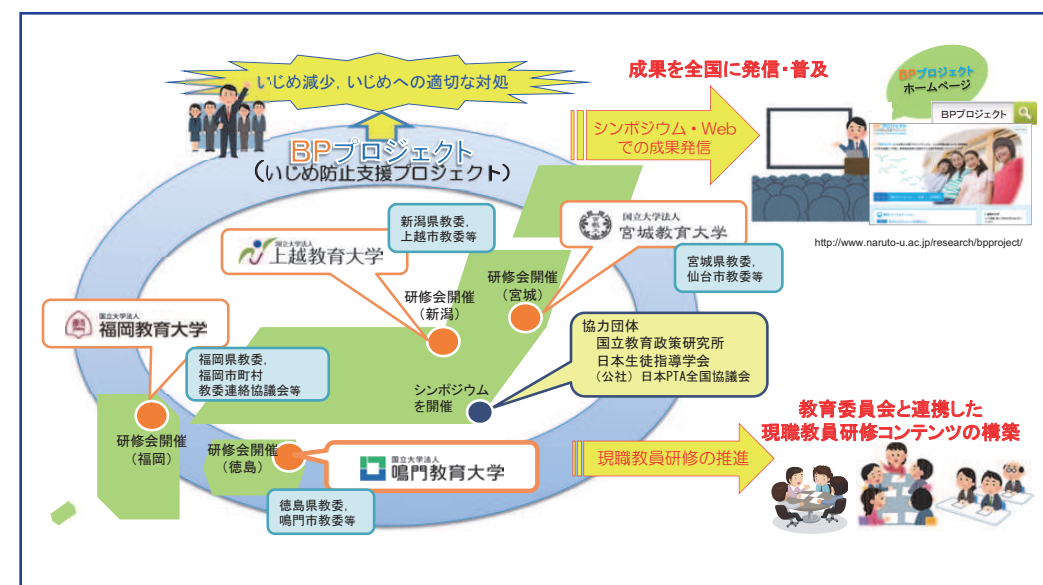
本プロジェクトは、「いじめ防止対策推進法」で求めている、関係者の連携による克服(第3条)並びに教員の資質の向上、教育相談者・助言者の充実、教職員の研修の実施等(第18条)に合致するものです。

### 義家弘介文部科学副大臣をお招きし、いじめ防止支援シンポジウムを開催しました

「BPプロジェクト」では、年に1度、シンポジウムを開催し、その年の事業成果の発表を行っています。

平成27年度は、平成28年2月21日(日)に東京で開催し、義家弘介文部科学副大臣に御列席いただきました。

義家副大臣からは、本プロジェクトは「教職員の資質向上を力強く支援するものであり、画期的な取組である」との評価をいただきました。



### 公益社団法人日本PTA全国協議会が新たな協力団体に加わりました

#### いじめ防止支援体制を更に強化しました

日本PTA全国協議会は、いじめが社会問題となった昭和60年代より、子どもたちを守る教育の原点が家庭教育にあることに立ち返り、一丸となって「いじめの根絶」「いのちの大切さ」についての様々な活動を行っています。

例えば、保護者視点に立ち、国の教育改革に対して意見や要望を述べ、いじめ問題、家庭・学校・地域の連携の深化、家庭教育力向上などに積極的に取り組んでいます。

BPプロジェクトは、日本PTA全国協議会と連携協力することにより、いじめ防止に取り組む体制が更に強化されました。



**寺本 充**  
公益社団法人  
日本PTA全国協議会会長

# いじめ防止の決め手はあるのか

鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 阪根 健二

## 1 いじめ問題の現状

原発事故で福島県から転校してきた児童生徒へのいじめ対応のまずさ、そして、有数の進学校である国立大学法人の附属学校でのいじめなど、再びいじめが、社会問題化しています。いずれも、学校の対応の不備や教師の言動が、事を大きくしていますが、一番の問題は、こうした事案を「重大事態」と認識していなかった(したくなかった)点にあります。

いじめについて、学校現場では、従前より力点を置いているはずですが、今なお問題が大きくなるのはなぜでしょうか。学校ではどう対応すればよいか、現場の苦悩は続いています。こうした中、鳴門教育大学では、「BPプロジェクト」を核として、いじめ防止について研究・啓発を行っています。その一端を紹介しながら、防止の決め手を探りたいと思います。



平成27年度開催、いじめ防止支援シンポジウムでの一幕

## 2 いじめ防止対策推進法とは

まず学校現場が、この法律制定の意味と内容を理解しているかが、一番の問題です。法律を他人事と思っただ瞬間に、大きな落とし穴があるのです。そこから紐解く必要があります。

いじめ防止対策推進法は、平成25年6月28日、第183回国会(常会)において成立し、平成25年法律第71号として公布されました。これは、平成23年10月に、滋賀県大津市内の中学生がいじめを苦に自殺に至った事件を機に、いじめへの対応と防止について、学校や行政等の責務を定めたものです。

ここでは、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。重要な視点は、「一定の人間関係」という文言であり、ここに、日本のいじめ問題の背景があるといえるでしょう。要は、身近な人間関係から生まれる負の現象です。だからこそ、苦痛が大きいのです。

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めることを明記しました。

また、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置き、個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めることとして、関係機関との連携強化を明確にしました。一方で、加害児童生徒に対して、懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めることも求めています。このように具体的な措置を明記していますが、なかなか実行できないというのが実際でしょう。

今回の法律で、最も重視された点が、「重大事態への対処」です。ここでは、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとするとしています。また、地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による再

調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずることとしました。これは、大津市のいじめ自殺事件の対応での不手際に対する教訓が色濃く表れており、教育委員会だけでは対応ではなく、首長への報告や再調査の必要性があるということです。

このように、閉鎖的といわれる学校に、いじめ問題に対する実効性のある対応を求め、公表・報告する姿勢と、関係機関との連携強化が謳われたものであり、いじめ対応や防止に、国が介入していくという姿勢を明確にした法律といえるでしょう。なお、同法は、施行から3年をめどに、必要に応じて見直しを求める規定がありますが、今その時期となっており、いじめの定義や重大事態への対処等が課題になっています。

## 3 今学校現場では

いじめは、いつでもどこでも起きるという意識で、全教職員が取り組むことが重要です。特に、人権問題として真剣に対応する必要があるのですが、社会問題化するたびに、隠ぺい体質が取り上げられるという不幸な事態が発生しています。教員には、いじめを認めると汚点になる、マイナス評価につながるという感覚があります。もっと言えば、自分の教師力が試されるという思いが強いからでしょう。つまり、「自分のクラスでいじめは出せない」という精神構造は、誰にもあり、これが落とし穴になっていると思われます。

そこで、まずは自分のクラスでもいじめの可能性があると、認めることから始めることが肝要です。真摯に向き合うことから逃げると、端緒を逃し、解決のチャンスを逃すことになるのです。「出たら恥」ではなく、「出していない(隠している)のに出ってしまったら恥」と考えて欲しいのです。

## 4 徹底した教員の認識とスキルが必要

いじめ防止には、現場の教員にスキルが必要です。スキルとは、過去の経験ではなく、今のいじめに対する知識や対処法です。右図に、「大人のいじめ対処姿勢5カ条」を示しておきます。これは、筆者が報道からの要請があって作成したのですが、全国各地で使われているものです。

ここで大切な視点は、事態に対する「センシティブ(敏感)さ」です。例えば、アンケートで、仮に「葬式ごっこ」「自殺の練習」という記載があったならば、「これはまずい。大事になる」と即応し、突き詰めておくことです。センシティブの欠如が、組織的な対応において、重大事態であると認識できない理由です。いじめ対応には、このセンシティブさが特に重要だといえます。いじめは、力関係の違いや一方的で継続的であるかどうかで、その対応も違ってきます。仮に当事者に聞いた場合、一回否定されても、もう一回聞いてみるのが大切です。けんかと判断しても、弱い方をフォローするくらい徹底して欲しいのです。

いじめを判断するのは確かに難しいといえます。本人がいじめられていると感じていても、なかなか言ってくれません。特に、気持ちの優しい子ほど、親や先生に迷惑をかけたくないと思って、言わない傾向が強いものですし、子どもにもプライドがあります。

それでも、教師がいじめではないかと疑ったら、とことん突き詰めることが大切です。そこまでやらないと早期発見が難しいと考えてください。そこで、教員の立ち位置は「いじめられる側に非はない」と徹底すべきです。中立に縛られると、結果的に、「いじめられっ子にも非はある」との立場になってしまい、深刻化していくのです。つまり、教師はどんな場合でも、いじめられっ子の側に立つことであり、これでもかと徹底的に寄り添うことでしょう。例え保護者が「先生、もう大丈夫だから」と言っても、まだ寄り添って欲しいのです。

いじめを発見する手段は、複数あるほうが無難です。相談しやすいツールを子ども自身が選べるのが重要です。定期的なアンケート、駆け込み寺、通報箱、メールや電話相談など、多様の窓口を用意しておきましょう。

**大人のいじめ対応姿勢5カ条**

- ①いじめられっ子に非なし  
(どんな場合でもいじめられっ子に寄り添う)
- ②周辺こそがいじめの元凶  
(いじめの子よりも周りの子への働き掛けが大切)
- ③昨日と違うちょっとした様子こそ発見の決め手  
(深刻な時ほど子どもは訴えないので、それに気づく感受性が必要)
- ④いじめの輪から新たな輪へ  
(既存の集団と異なる新しい集団や世界を提供する)
- ⑤いじめっ子だって泣いている  
(いじめっ子の抱えるストレスにも目を向けて)

(阪根健二さん作成)